

第八十三—十五号

# 認定証

岩手県奥州市水沢区東大通り三丁目七番十五号

株式会社 オイラー

警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいずれにも  
該当せず、警備業の要件を備えて  
いることを認定する。

平成二十年四月四日から

平成二十五年四月三日まで

有効期間

岩手県公安委員会

